

県南広域振興局長告示第6号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、石鳥谷東部土地改良区（花巻市）から役員の退任について次のとおり届出があった。

令和2年1月31日

県南広域振興局長 平野 直

理事

継 枝 辰 男 花巻市石鳥谷町五大堂第28地割18番地